

平成31年度 下限面積の設定

第24回上富良野町農業委員会総会
令和元年6月10日 決定

平成21年12月の改正農地法の施行により、農業委員会が農地法施行規則で定める基準に従い、町内区域の全部又は一部について、これらの面積の範囲で別段面積を定め、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できることになりました。

平成21年1月23日農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性を農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果等に基づき検討し、結果を公表することになっています。

このため、令和元年6月10日第24回農業委員会総会において、下限面積の設定を審議して次のとおり決定しました。

1 下限面積の設定

設定地域	下限面積
町内全地域 (別段の設定なし)	2ヘクタール

2 下限面積設定の理由

農地法施行規則第20条第1項を適用し、2015農林業センサスにおいて、現行の下限面積未満の農地を耕作している農家が全農家数の4割を著しく上回るものではないため、北海道での下限面積2ヘクタールを適用するものとし、別段の下限面積について定めは行わない。